

里帰り等により 県外の医療機関で妊婦健診(妊婦一般健康診査の略)を受診される方へ

松阪市で『母子保健のしおり(妊婦一般健康診査結果票)』の交付を受けた方で、県外医療機関等で妊婦健診を受ける時は、母子健康手帳をお持ちください。県外で母子保健のしおりは使用できません。妊婦健診料は実費支払いになりますが領収書(明細書)等で後日、松阪市に助成金申請ができます。
必ず領収書(明細書)を医療機関等でお受け取りください。

県外妊婦健診受診費助成金申請の方法

■申請場所

健康センター「はるる」	〒515-0078	松阪市春日町一丁目19番地	TEL 0598-20-8087
嬉野保健センター	〒515-2324	松阪市嬉野町1434番地	TEL 0598-48-3812
飯南地域振興局 地域住民課	〒515-1411	松阪市飯南町粥見3950番地	TEL 0598-32-8020
飯高地域振興局 地域住民課	〒515-1592	松阪市飯高町宮前180番地	TEL 0598-46-7112

■申請方法

県外の医療機関で最後に妊婦健診を受診した日から**6カ月以内**に、次の書類を申請してください。

- ① 妊婦一般健康診査県外受診費助成金交付申請書(兼実績報告書兼請求書)
- ② 妊婦一般健康診査結果票
- ③ 県外医療機関発行の領収書・明細書(原本)
- ④ 母子健康手帳
- ⑤ 申請者の印鑑

■助成金額

妊婦一般健康診査として通常行われる検査および診察につき、松阪市が県内医療機関等に委託する契約単価を上限として助成します。お支払いいただいた額が上限額に満たない場合は、実額となります。

R2年度(R2.4.1~R3.3.31)交付の母子保健のしおりを使用された場合 (単価・円)

受診機関	受診区分							
	1	2~5	6	7	8	9~10	11	12~14
医療機関	24,690	各5,430	17,500	5,430	7,960	5,430	13,320	各5,430
助産所		各5,430		5,430		5,430		各5,430



■交付時期

内容を審査の上、申請月の翌々月に、交付額が指定口座に振り込まれます。

県外で妊婦健診を受けられる方で、確定申告の医療費控除の申請を予定している方へ

助成金の申請をされる方で、確定申告の医療費控除を予定している方は、**先に妊婦健康診査費の助成を受けた後に、確定申告をしてください。**これは、決定された助成額を差し引いた額が医療費控除の対象額となるためです。すでに全額医療費控除として申告してしまった場合や、申告額を確認できる書類(確定申告書の控え、医療費の内訳書・領収書)の提出がない場合は助成対象外です。

確定申告の医療費控除については松阪税務署へお問い合わせください。

〒515-8550 松阪市高町493番地6 松阪合同庁舎内 松阪税務署 電話 0598-52-3021